

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク
研究活動助成事業応募細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワークの事業として実施する研究活動助成事業（以下「研究事業」という。）のテーマの応募に必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 この法人の会員は研究事業に応募する資格を有する。

(応募方法)

第3条 研究事業に応募しようとする者は、研究開始年度が始まる6か月前までに事務局に所定の用紙で応募する。

(採択結果の通知)

第4条 採択結果は理事会で審議し、研究開始年度が始まる4か月前までに応募者に通知される。

(採択結果の開示)

第6条 採択された応募課題は開示される。

附 則

- 1 この細則は、理事会の議を経て変更できる。
- 2 この細則は、法人の成立日から施行する。